

議案第190号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る第2期中期目標の制定 について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る第2期中期目標を次のように定める。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る第2期中期目標

前文

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「研究所」という。）は、平成29年4月の設立以来、地方衛生研究所として公衆衛生に係る検査・研究等を行い、また、健康危機事象の発生に際しては、公衆衛生行政を科学的かつ技術的に支援する中核組織として、住民の健康を守るという公的使命を果たしてきた。

設立から令和3年度までの第1期中期目標期間においては、新たに設置した機能強化部門の体制構築をはじめとした取組を行い、また、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにおいては、PCR検査の対応をはじめ、疫学調査チーム（O-FEIT）の立ち上げにより保健所での積極的疫学調査の支援を行う等、大阪の公衆衛生行政に貢献しているところである。

研究所施設が一元化される今期目標期間中には2025年大阪・関西万博の開催も予定されており、新型コロナウイルス感染症への引き続きの対応に加えて、新興・再興感染症への備えや食品・生活用品の安全性確保等、新たな社会的課題への対応も求められることが予想され、日常の検査・研究によって蓄積された経験等を基にした地方衛生研究所機能の重要性を再認識し、更なる機能強化の推進をはじめ、IT化の推進や必要な機器整備等、検査・研究体制を充実強化することで、西日本の中核的な地方衛生研究所をめざすとともに、地方独立行政法人の特性である業務運営の自主性・弾力性を発揮し、研究所の総合的な機能向上を図ることとする。

これらのほか、定款第1条に規定された目的を果たすため、大阪府及び大阪市は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、以下のとおり第2期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。

その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院（以下「国立研究機関」という。）、大学等と連携すること。さらに、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪市が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。

1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化

(1) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割

健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、大阪府及び大阪市の保健所等の行政機関や大阪市立環境科学研

究センターとも十分に連携し、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び健康に係る被害の拡大防止のため、行政に対する科学的かつ技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。

(2) 平常時における健康危機事象発生時への備え

平常時より、健康危機事象発生時を想定した運用やマニュアルの検証等により、健康危機事象がいつ発生しても迅速かつ確実に対応できる体制を確保すること。また、アウトブレイク時における行政検査の依頼の急増にも対応できるよう、他機関との連携も含め柔軟な検査体制の構築及び検査用資材・備蓄の確保等、機動的な体制を構築すること。

(3) 試験検査機能の充実

研究所に蓄積された知見、人材、機器等の資源を最大限に活用し、病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る試験検査を常に迅速かつ正確に実施すること。その実施に際しては、全国ネットワークを活用し、最新の情報に基づいた試験検査の実施に努めること。また、試験検査における精度管理の重要性に鑑み、信頼性の確保を推進すること。

(4) 調査研究機能の充実

全国ネットワークを活用し、公衆衛生における多様な社会的ニーズや住民の関心を的確に把握し、検査方法の開発及び改良や健康危機事象への対応能力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘及び解決のための調査研究等に取り組むこと。また、その成果を行政施策に反映させるように努めること。

① 調査研究課題の設定

取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。

② 調査研究の推進

社会的ニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新かつ高度な技術

や知見の習得に努めること。健康危機事象への対応に関することや地域特有の課題等、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施することができる体制を整備する等の取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外を問わず他の研究機関との連携を強化すること。

③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保

地方衛生研究所としての特性をいかして、競争的外部研究資金も活用し、学術分野や産業界等と共同研究、調査研究等を推進すること。

④ 調査研究の評価

調査研究課題については、社会的ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部の視点も交えた評価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。

(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実

感染症情報センターとして、感染症情報の収集・解析・提供に関する機能を充実させるとともに、地域保健対策に係る支援の充実を図ること。あわせて、住民に対して提供されるサービスでもあることから、住民が容易に理解でき、生活に役立てられるよう、工夫して積極的な広報に努めること。

(6) 研修指導体制の強化

地域の保健所等の行政機関の職員をはじめ、国内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係る知識及び技術力等のレベルの向上に寄与するように努めること。

2 地方衛生研究所の広域連携における役割

(1) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携

全国ネットワークにおける連携を強化するとともに、国立研究機関と連携し、研究レベルの向上を図ること。

(2) 全国の地方衛生研究所との連携

地方衛生研究所全国協議会の一員として引き続き全国の地方衛生研究所と連携を図るとともに、特に東京都健康安全研究センターとの連携を図ることにより、西日本における地方衛生研究所の中核としての役割を果たすこと。

(3) 行政機関等との連携

府内の中核市、地方衛生研究所、大阪市立環境科学研究センター等と連携し、機能強化を図ること。

(4) 災害時や健康危機事象発生時における連携

災害時や健康危機事象発生時において国立研究機関、地方衛生研究所等と連携し、情報の共有化及び相互の協力を図ること。

3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開

西日本の中核的な地方衛生研究所として、健康危機に関わる情報収集や発信機能の更なる充実強化を図るとともに、病原体の解析等により公衆衛生情報の解析機能を向上させ、疫学調査等への取組を強化すること。また、必要な人的及び物的資源を確保して公衆衛生行政の実施主体である自治体や保健所に対し、研究所が有する技術及び知見を提供するとともに、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行うこと。さらに、人材育成においては自治体のみならず、学術分野及び産業界との連携も図ること。また、産業界に対しての専門性に基づく相談機能の拡充を図ること。

新たな事業展開に当たっては、地方衛生研究所としての機能に支障が生じないよう十分配慮すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営の改善

(1) 組織マネジメントの実行

理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、業務の質を高めるとともに、効率的で効果的な業務運営に努めること。また、外部

有識者の知見等を活用しながら絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康増進及び生活の安全確保に資するよう効率的かつ効果的に業務運営を行うこと。

(2) 事務処理の効率化

I T化及び委託可能な業務に関する外部委託化を進めるとともに、常に業務の進め方について問題意識を持ち、事務の簡素化や業務運営の効率化を一層推進すること。

(3) 組織体制の強化

健康危機事象への対応及び業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性及び業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。

特に、大阪市東成区及び天王寺区に分散している2施設を統合する一元化施設の供用開始後、全所一体的な運用が着実に行えるよう組織及び人員配置の最適化を図ること。

(4) 検査・研究体制の強化

質の高い試験検査及び調査研究業務を実施するため、I T化の推進や必要な機器整備のほか、検査・研究業務に係る事務処理の効率化等により、検査・研究部門の強化を図ること。

(5) 広報活動の強化について

住民や他機関等に対する広報活動の強化に取り組み、研究所の認知度や存在感の向上を図ること。

(6) 適正な料金設定

利用料金については、受益者負担の原則を踏まえ、適正に設定すること。

2 職員の能力向上に向けた取組

公衆衛生の向上を目指し、健康危機に対して平常時及び緊急時における役割を果たす機関であることを十分に踏まえ、人材の育成及び評価を行うこと。

(1) 人材の育成及び確保

社会的ニーズの変化に伴う行政需要に応えるため、年齢・性別等を問わず優秀な人材を活用し、長期的な展望に立って計画的な人材確保及び育成に努めること。

(2) 研修制度の確立

個人や組織として蓄積された技術の継承や新たな技術及び知見の習得を十分に行う等、職務遂行能力の向上が図られるように人材の育成に取り組むこと。

(3) 人事評価制度の確立

職員の適正な人事評価を行い、勤務意欲と能力の向上を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

収支のバランスを常に意識し、コスト意識を持って、効率的な業務運営及び経費管理に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備機器の活用及び整備

社会的ニーズに的確に応じていくため、施設及び設備機器類を適正に管理し有効に活用するとともに、それらの計画的な整備に努めること。

なお、施設及び設備機器類の使用に当たっては、大阪市立環境科学研究センターと十分に連携を図り、円滑に実施すること。

2 安全衛生管理対策

職員が安全かつ快適な労働環境で業務に従事することができるよう、安全対策の徹底と事故防止に努めること。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮することができるようにすること。

3 環境に配慮した取組の推進

環境に配慮した業務運営に努めること。

4 コンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底

法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行すること。また、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理するこ

と。さらに、情報セキュリティ対策をはじめとする研究所の諸活動における安全性の向上を図り、環境の変化に即したリスクマネジメント対応を行うこと。

5 情報公開の推進

法人運営に関して透明性を確保するため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。

令和3年11月26日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る第2期中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法 (抄)

(中期目標)

第25条 省 略

2 省 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。